

定住促進家賃助成制度（定住割） 【期間限定】キャンペーンの実施について

兵庫県住宅供給公社では、皆様により快適で安心な住宅の提供を目指すべく、「定住促進家賃助成制度」（定住割）を期間限定キャンペーンとして下記のとおり実施します。

記

1. 対象物件（2物件）

アメニティコート西明石（一般賃貸住宅）

アメニティコート芦屋春日（一般賃貸住宅及び特定優良賃貸住宅）

2. 対象者

平成31年2月1日～平成31年3月31日までの住宅申込者で、かつ平成31年5月31日までに賃貸借契約を締結する方

3. 助成内容

対象団地	対象住戸	定住割額
アメニティコート西明石	全住戸一律	10,000円
アメニティコート芦屋春日	北棟で末尾が01号室の住戸	15,000円
	北棟で末尾が02,07号室、 南棟で末尾が08号室の住戸	10,000円
	北棟で末尾が03～06号室の住戸	5,000円

4. 注意事項

(1) ご入居期間中、家賃に定額を助成します。（以下、家賃に助成する額を「定住割額」といいます。）

ただし、入退去月における日割家賃の計算においては、家賃に定住割額を助成した後の金額を基に算定します。

(2) 将来、家賃を減額改定した場合、家賃減額前の定住割額から当該家賃改定による減額相当額を差し引いた金額を新たな定住割額とします。

(3) 家賃の減額改定によって定住割額が減少した後に、家賃を増額改定した場合であっても、定住割額は増額しません。（定住割額は減額のみで増額はありませぬ。）

(4) 公社が実施する他の家賃助成制度及びフリーレントとの併用はできません。

(5) 家賃助成は、承継者にも適用します。

(6) 家賃助成は、法人契約にも適用します。（まとめ貸しを除く）

(7) 家賃等の滞納があった場合、滞納月以降の助成は取り消しとなります。

※特定優良賃貸住宅においては、「入居者負担額」への助成となります。